

第 28 回 緊急時対策指針検討会 議事録

1. 開催日時 平成 25 年 4 月 24 日（水） 10:00 ~ 12:00

2. 開催場所 日本電気協会 4 階 A 会議室

3. 出席者（順不同，敬称略）

出席委員：岩崎主査（関西電力），山本（日本原子力研究開発機構），沼田（日本原子力発電），神田（中国電力），畠埜（九州電力），（計 5 名）

代理委員：井上（東京電力・海野副主査代理），高畑（四国電力・青野代理），宮野（北陸電力・石櫃代理），佐藤（東北電力・工藤代理），高橋（中部電力・三澤代理）（計 5 名）

常時参加者：高井（原子力安全推進協会）（計 1 名）

オブザーバ：細川（関西電力），椎名（日本原子力研究開発機構），佐竹（原子力安全推進協会），後藤（電源開発），本間（東北電力）（計 5 名）

事務局：芝（日本電気協会）（計 1 名）

4. 配付資料

資料 28-1 第 26 回緊急時対策指針検討会議事録(案)

資料 28-2 JEAG4102 改定について

資料 28-3 JEAG4102 指針改正前後比較表

資料 28-4 EAL の設定方法（たたき台）

参考資料-1 緊急時対策指針検討会名簿

参考資料-2 運転保守分科会議事録

参考資料-3 JEAG4102 改定方針（運転保守分科会資料）

(1) 定足数確認等

主査による代理出席者 5 名及びオブザーバ 5 名の承認後，事務局より，出席委員が代理出席者 5 名を含め，委員総数 11 名中 10 名出席で会議招集の定足数（委員総数の 2/3 の 7 名）を満たしているとの報告があった。

(2) 前回議事録の確認

事務局より，資料 28-1 に基づき，前回議事録案について説明があった。コメントについては 4 月 30 日までに事務局に連絡することとなった。（修正があった場合は，メール審議する。）

(3) 緊急時対策指針（JEAG4102）の改定について

主査より，資料 28-2 ~ 4 に基づき，指針の改定について説明があった。次回原子力規格委員会（6 月 18 日）に，資料 28-2 で中間報告することで了承された。

（主な質疑。コメント）

・資料 28-3 の指針改定案は，今後は解説を追加し充実していく予定。次回原子力規格委

員会に規格の改定方針については中間報告したい。指針改定案については、9月に分科会、規格委員会に上程する方向で検討を進めたい。(再稼働が控えておりタイミングとしては、よくないと思うが。指針の策定根拠を残す意味でも検討を早く進めることは必要がある。)

- ・資料 28-2 の P8 で事業者の予測システムの結果を 25 条通報様式に添付すると明確に書くのは適切でないのでは。
- 東電は予測を出している実績もある。
- ・予測システムの結果を添付すると、自治体も混乱を招くのでは、出し方もあるが。
- EAL によって行動を決めるので、事業者としてはモニタリングする必要がある。
- ・予測システムありきの記載は適切ではないのでは。「予測システム」の記載を削除し、結果を出すことでの記載で十分では。(島根では) 防災専門から自治体に提供するのは、混乱を招く恐れがあるとの指摘があり、記載そのものを削除している、社内では評価しているが。
- 消すには難しいと思うが。
- ・事業者として出すことの要求はなくなったのでは。
- 機能を持つことの要求事項はある。添付の要求はなくなった。評価の結果のみを出すことで、システムの表現は削除する方向で検討する。
- ・資料 28-2 の p1 の原子力災害対応の概要(体系)は改正法体系上これで正しいか。
- 実態として現状はこのようになっている。
- ・指針にシビアアクシデント訓練及び教育の項目に入れる予定はないか、シビアアクシデントの訓練は行うことになっているが、教育にもいれていない電力あるが、本来の訓練するのであれば、教育も必要では、重要なことと考える。
- ・資料 28-2 の p9 の深層防護の安全文化の教育とは何を教育するのか。
- 事象が起きた場合にどのように対応するかが安全文化であり教育と思う。指針は義務ではないので、守る必要はないが・・・指針の記載は、理念的であるが。
- ・現在、国は、EAL(の基準)を出すかどうかグラグラ(法令にはいるかどうか)しているので、調整できない場合は、指針に入れるかどうかは要検討である。EAL がメインであるのに、入らないような事態となると指針を改定する意味合いがなくなるが。

(5)その他

次回、開催日程については、別途調整することとした。東京電力の委員の変更(海野委員 井上氏)を次回分科会に上程することで了承された。

以上